

令和3年2月市議会総務委員会資料

第29号議案 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

目次

条例改正の概要	1～2ページ
条例新旧対照表	2ページ

総 務 部

令 和 3 年 2 月



条例改正の概要

1 改正の理由

市立の学校におけるプログラムの不正使用に関して、管理監督者としての責任により、教育長の給料を減額したい。

2 改正の内容

令和3年4月分として支給する教育長の給料の額について、100分の10に相当する額を減じて得た額を支給する。(月額683,000円のうち68,300円の減)

3 施行日

公布の日

【参考(令和2年(メ)第10013号損害賠償等請求調停申立事件について)】

(1) 概要

申立人(株)ジャストシステムから、長崎市に対し、自社製のプログラムについて、長崎市立の学校が保有する正規ライセンス数を超えて不正に使用されているとの情報を入手した旨の通知がなされた。その後、当該学校において調査を行った結果、正規ライセンス期限が切れた後にインストールしたプログラムが、385本認められ、当該調査結果について回答を行った。

このため、申立人は、長崎市に対し、当該違法に複製したプログラムにつき申立人が有する権利を侵害したとして、当該侵害に対する損害賠償について請求するため、令和2年11月30日に東京地方裁判所に調停を申立てたもの。

長崎市は調停申立に係る事実を認め、別途、本定例会に提案している調停に係る第51号議案の議決後に調停に合意をするとともに、再発防止に向けた取り組みを行うものである。

(2) 調停の相手方(申立人)

徳島県徳島市川内町平石若松108番地4

株式会社 ジャストシステム

代表取締役 関灘 恭太郎

(3) 損害額 7,679,850円

(内訳) 6,373,614円(正規品小売価格の合計額)

637,329円(弁護士費用)

668,907円(遅延損害金)

(4) 調停の経過

ア 令和2年11月30日

・申立人が東京地方裁判所へ調停申立て

- イ 令和3年1月19日
 - ・第1回調停期日
- ウ 令和3年1月25日
 - ・第2回調停期日準備手続きにおいて裁判所から調停案の提示

(5) 調停条項の内容

- ア 長崎市は、申立人に対し、別紙プログラム目録記載のプログラムを申立人の許可なく複製したことを認める（以下、この複製を「本件侵害」という。）。
- イ 長崎市は、申立人に対し、本件侵害に係るプログラムを消去する義務があることを認める。
- ウ 長崎市は、令和3年4月23日限り、本件侵害に係るプログラムを消去する。
- エ 長崎市は、申立人に対し、本件侵害に関する解決金として、767万9,850円の支払義務があることを認める。
- オ 長崎市は、申立人に対し、エの金員を、令和3年3月31日限り、申立人の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は長崎市の負担とする。
- カ 長崎市が前号の支払いを怠ったときは、長崎市は、申立人に対し、エの金員から既払金を控除した残額及びこれに対する令和3年4月1日から支払済みまで年10パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- キ 申立人及び長崎市は、申立人及び長崎市の間には、本件侵害に関し、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- ク 調停費用は各自の負担とする。

条例新旧対照表

現 行	改 正 案
○教育長の給与等に関する条例 （昭和28年長崎市条例第28号） （趣旨） 第1条 略 （給料等の支給） 第2条 略 2 給料は、月額683,000円とする。 3～7 略 （職務に専念する義務の特例） 第3条 略 附 則 （施行期日） 1～4 略	（趣旨） 第1条 略 （給料等の支給） 第2条 略 2 給料は、月額683,000円とする。 3～7 略 （職務に専念する義務の特例） 第3条 略 附 則 （施行期日） 1～4 略 5 <u>令和3年4月分として支給する教育長の給料の額は、第2条第2項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額の1.00分の1.0に相当する額を減じて得た額とする。</u>